

豊見城市都市計画マスタープラン

—住民と共に考える街づくり—



豊見城市

はじめに



都市近郊型農村地域として県内でも有数の野菜の生産地として知られる豊見城市は、那覇の都市機能の拡大にともない、那覇に勤める人々の住宅地として急激な人口増加が進み、農地や丘陵地が宅地化され豊かな自然が減少してきました。このような都市化の圧力から農地のスプロール化が進行し農業環境が阻害されつつあります。また、斜面緑地に囲まれたのどかな集落の風景も自然環境の喪失とともに変わりつつあります。

一方、水鳥の飛来地として漫湖が平成11年にラムサール条約に登録されるなど、貴重な自然環境として世界に認知されました。また自然海浜を残す瀬長島が、県民のレクリエーション地として注目されるなど、都市の近郊に残された自然環境の保全と活用が個性的な豊見城市の都市づくりにおいて重要となります。

都市整備の面では、急激な市街化に対し道路や公園、下水道等の都市基盤整備が遅れています。市街化区域では基盤が不十分な市街地が形成され、市街化調整区域においてもスプロール化した市街地が形成されるなど、都市整備の負担を更に増加させています。基盤の整った自然環境あふれる良好な住宅地を形成するためにも、計画的な市街地の整備が必要とされます。

更に、将来の都市づくりにおいて核となる中心市街地の形成は、豊見城市の骨格を成す重要な要素ですが、その鍵を握る新庁舎建設の位置の問題や中心市街地の基盤整備の問題、また新たな街づくりが進められている豊崎地区と中心市街地の役割・機能分担など、これらの方向性を示す必要があります。

本計画は、これらの問題に対し個性ある魅力的な豊見城市の都市づくり、街づくりを推進するための方針を定めたものです。

なお、これからの都市づくり、街づくりは住民や企業、行政の協力関係が重要となり協働による街づくりが求められています。豊見城市は若い世代の多い活力ある地域であり、これらの人々のエネルギーを街づくりに向けるとともに、地域住民が一体となった新たなコミュニティの形成を促し、住民が主体となった街づくりの推進を目指します。

最後に、計画策定にあたり、ワークショップやアンケートにご協力を頂いた住民の皆様や策定委員の方々に心からお礼申し上げます。

平成21年3月

豊見城市長 金城豊明

豊見城市都市計画マスタープラン目次

はじめに

序章 都市計画マスタープランの意義・位置付け	1
1. 市町村が策定する都市計画マスタープランの策定意義	1
2. 市町村が策定する都市計画マスタープランの位置付け	1
3. 市町村が策定する都市計画マスタープランの役割	2
4. 豊見城市都市計画マスタープランの策定の過程	2
5. 豊見城市都市計画マスタープランの構成と骨子	3
6. 豊見城市都市計画マスタープランの計画期間及び改訂時期	3
第Ⅰ部 全体構想	
第1章 都市の概況	5
1. 都市の現状	5
2. 都市計画の視点による街づくりの課題	20
3. 上位計画	21
第2章 都市づくりの基本方向	23
1. 都市づくりの理念・将来像	23
2. 都市形成の方向	25
3. 都市づくりの視点	26
第3章 都市づくりの基本方針	29
1. 都市構造の方針	29
2. 土地利用の方針	32
3. 市街地形成の方向	34
第4章 個別方針	37
1. 市街地及び住宅地の整備	37
2. 道路交通の整備	38
3. 自然、文化資源の保全活用による快適な都市環境の整備	39
4. 災害に強い街づくり	40
5. 供給処理施設等	41
6. 産業の振興	41
7. 福祉のまちづくり	43
第Ⅱ部 地域別構想	
第1章 地域別整備方針	45
1. 地域区分	45
2. 地域別整備方針	46

第2章 推進方策	75
1. 住民主体のまちづくり	75
2. 行政の役割	76
3. 都市計画制度の運用	77

第Ⅲ部 ワークショップ

第1章 全体ワークショップ	79
1. ワークショップの目的	79
2. ワークショップの概要	79
3. ワークショップのまとめ	82

第2章 地域別ワークショップ、アンケート	97
1. 地域別ワークショップ	97
2. 地域別アンケート	105

主要な施設の整備目標	115
------------	-----

用語集	117
-----	-----

<参考資料>

1. 豊見城市都市計画審議会条例	119
2. 豊見城市都市計画審議会委員名簿	121
3. 豊見城市都市基本計画策定委員会設置規程	122
4. 豊見城市都市基本計画策定委員会委員名簿	124

序章 都市計画マスタープランの意義・位置付け

1. 市町村が策定する都市計画マスタープランの策定意義

都市計画法に基づいて策定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を市町村マスタープランあるいは都市計画マスタープランと呼んでいる。

都市計画マスタープランは、市町村がその創意工夫の下に住民の意見を反映させて、将来の都市構造、都市施設、土地利用、都市環境、地域別の整備方針等を定める事とされている。

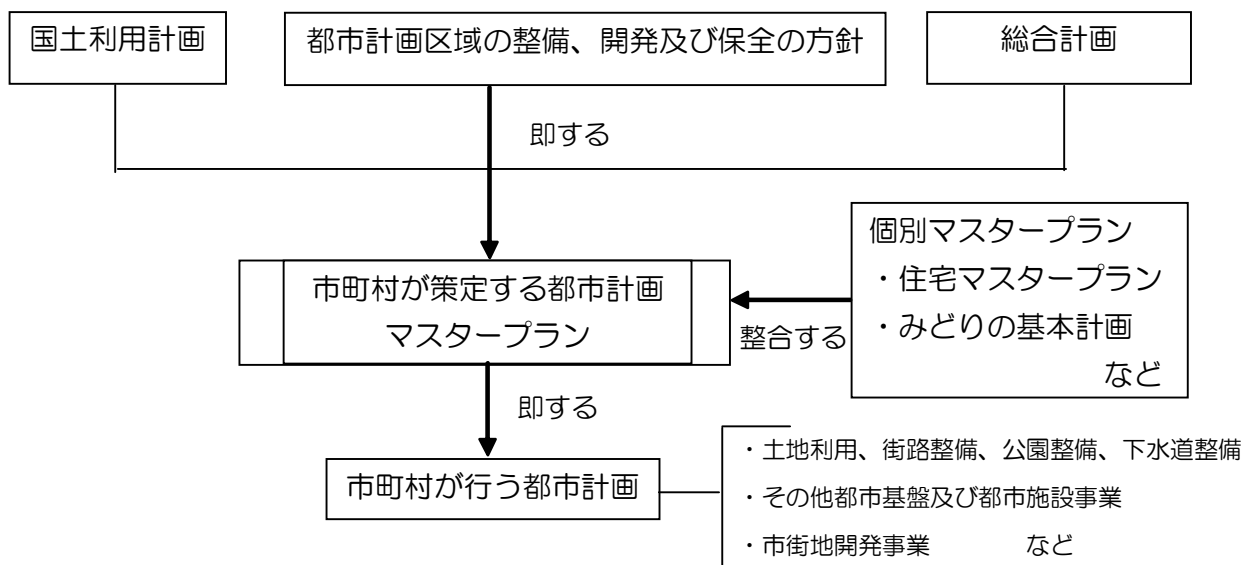
都市計画マスタープランの策定によって、都市づくりの具体性のあるビジョンを確立し、地域のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画等きめ細かくかつ総合的に定めることにより、住民自らが都市の将来像について考え、都市づくりの方向性についての合意形成を促進し、具体的な都市計画が円滑に推進できるものとする。

2. 市町村が策定する都市計画マスタープランの位置付け

市町村が策定する都市計画マスタープランは、都市計画法の第 18 条の 2 の規定によって法定計画として位置付けられ、地方自治法で定められている総合計画や国土利用計画法による国土利用計画、都市計画法の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を上位計画とし、これに即して定めるものであり、市町村の総合計画の都市計画部門を担うものである。

このため、市町村が定める都市計画は、本マスタープランに即して行わなければならない。なお、これまでの計画の継続性を確保するため、既に策定されている個別のマスタープランとの整合を図るものとする。

図 1 法制度における位置付け



3. 市町村が策定する都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの役割として、以下の4つがあげられる。

- ①都市全体及び地域別の将来像を明示して、都市づくりの明確な目標を与える。
- ②都市づくりの総合的な整備方針を示して、都市計画に対する指針を与える。
- ③市町村の都市計画の基本的な方向を示して、独自の都市づくりを進めていく根拠となる。
- ④都市づくりの主体として住民の参画を促す。

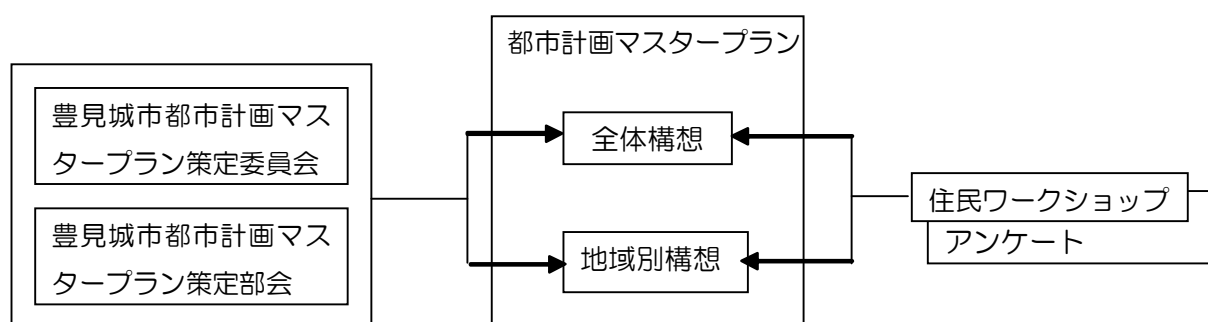
本計画の策定に際しては、特に④の住民参加に重点をおき住民の意見を反映した計画策定に努めるものとする。

4. 豊見城市都市計画マスタープラン策定の過程

豊見城市都市計画マスタープランの策定にあたっては、住民の意見を反映した計画づくりを行うことから、計画策定の過程において広く住民参加が図られるようワークショップを開催した。また、ワークショップを補完するためアンケート調査を実施し広く住民の意向把握を行なった。

このほか、行政職員からなる「豊見城市都市計画マスタープラン策定委員会」及び「豊見城市都市計画マスタープラン策定部会」を開催し、関係各課との調整を図り行政計画としての検証を行った。

図2 調査体制



5. 豊見城市都市計画マスタープランの構成と骨子

都市計画マスタープランの構成は、「全体構想」「地域別構想」と「実現の方策」からなる。

①全体構想

全体構想は「都市づくりの理念や将来像」「都市づくりの基本方針」「個別方針」からなり、理念や将来像では上位計画である「第三次豊見城市総合計画」における位置付けや住民のワークショップを通して出された意見をふまえ、豊見城市の将来都市像や都市づくりの目標を設定した。また、基本方針では目標を実現するための都市の構造や土地利用等の方針をさだめ、個別方針では具体的な都市施設の整備方針を示した。

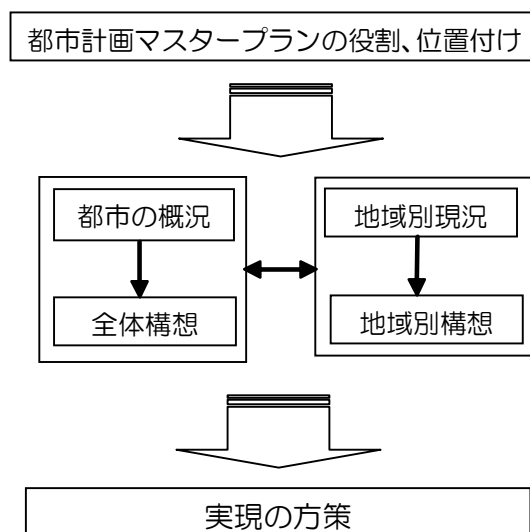
②地域別構想

地域別構想は、地域別ワークショップや小中学校及び自治会へのアンケートを通して、地域で守り育てたいものや改善したいもの、また将来の街づくりについての意見を把握し地域別構想に反映した。

③実現の方策

実現の方策では、都市づくりや地域の街づくりを実現するため住民や行政が一体となった推進体制のあり方や役割分担について整理した。

図3 都市計画マスタープランの全体構成



6. 豊見城市都市計画マスタープランの計画期間及び改訂時期

豊見城市都市計画マスタープランの目標年次は、都市計画の内容が概ね具体化する約20年後を想定する。計画期間は平成13年度を初年度とし、20年後の平成32年（2020年）を目標とする。

都市計画マスタープランの改訂時期については、社会情勢の変化や市の行政方針の変更などにより、都市政策の改変が必要とされる場面で見直しを行うものとする。

豊見城市都市計画マスタープラン

- 目標年次：平成32年（2020年）
- 目標人口：平成32年に61,500人

《理念》

- ・自然環境と共生する街づくり
- ・個性ある街づくり
- ・住民が主体となる街づくり

《将来都市像》

「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」

—すべての住民が安心して生き活きと暮らせる・活力と賑わいのある街—

《都市形成の方向》

- ・自然環境の保全、再生
- ・グスク文化の保全活用
- ・中核都市の形成（都心地区）

《都市づくりの視点》

- (1) 活気・賑わい・魅力ある豊見城のまちづくり
- (2) 賑わいと魅力にあふれるまちの顔づくり
- (3) 安全快適で誰でも移動しやすい道路づくり
- (4) 自然環境と共生した潤いのあるまちづくり
- (5) 誰もが安心して快適に暮らせる住環境づくり
- (6) 地域活動を支えまちに活力を生み出すコミュニティづくり
- (7) 新たな産業の振興

《都市づくりの基本方針》

1. 都市構造の方針

- (1) 都市軸の形成
 - 1) 骨格となる道路網の形成
 - 2) 緑アメニティの骨格形成
- (2) 拠点形成
 - 1) 商業・業務拠点
 - 2) 文化拠点
 - 3) 産業拠点
 - 4) 観光・スポーツ・レクリエーション拠点
 - 5) 環境学習拠点
 - 6) 生活拠点

2. 土地利用の方針

- 1) 商業・業務集積地域
 - 2) 生活拠点地区
 - 3) 工業・業務地域
 - 4) 観光・スポーツ・レクリエーション地域
 - 5) 環境学習地域
 - 6) 市街地
 - 7) 沿道市街地
 - 8) 集落及び農住地域
 - 9) 農業地域
 - 10) 自然緑地地域
 - 11) 海・河川地域
3. 市街地形成の方向

《個別方針》

1. 市街地及び住宅地の整備
 - (1) 中心市街地の形成
 - (2) 既存市街地の住環境整備
 - (3) 集落環境の保全
 - (4) 市街化調整区域における計画的な住宅地形成
 - (5) 住民主体の街づくり
2. 道路交通の整備
 - (1) 道路網の整備
 - (2) 生活道路の整備
 - (3) 安全な道づくり
 - (4) 公共交通の強化
 - (5) 道路の管理
3. 自然、文化資源の保全活用による快適な都市環境の整備
 - (1) 自然環境の保全活用
 - (2) 文化資源の保全活用
 - (3) 公園整備と維持管理
4. 災害に強い街づくり
 - (1) 災害に強い都市基盤の整備
 - (2) 災害危険地区及び建築物の解消
 - (3) 風水害対策
5. 供給処理施設等
 - (1) 上水道
 - (2) 下水排水
 - (3) ゴミ処理
 - (4) その他施設
6. 産業の振興
 - (1) 地域の商業核の形成
 - (2) 農業の振興
 - (3) 新たな産業地区の形成
 - (4) 観光地の形成
7. 福祉のまちづくり
 - (1) ユニバーサルデザインのまちづくり
 - (2) バリアフリー住宅の推進
 - (3) 安心して住める地域社会の形成

《地域別構想》

- (1) 中央北地域
(豊見城・宜保・上田・高安地域)
- (2) 東部地域
(真玉橋・嘉数・根差部・饒波・金良・長堂地域)
- (3) 中央南地域
(高嶺・平良地域)
- (4) 南部地域
(座安・渡橋名・渡嘉敷・翁長・保栄茂地域)
- (5) 西部地域
(与根・翁長・豊崎地域)
- (6) 北部地域
(我那覇・名嘉地・田頭・瀬長・伊良波地域)